

大地の恵み

発行 昭島市農業委員会

昭島市各種品評会受賞、東京都・北多摩地区各農業関係表彰の受賞おめでとうございます。

平成 26 年度昭島市農業関係各種品評会表彰式が、平成 27 年 1 月 27 日に市役所市民ホールにて開催されました。各賞受賞者は以下の皆さまです。

各種立毛品評会優秀賞

- 第 17 回昭島市果実立毛品評会 木村 幹夫氏 (郷地町)
- 第 45 回昭島市秋期野菜立毛品評会 木野 秀俊氏 (上川原町)
- 第 44 回昭島市花卉温室立毛品評会 指田 邦暢氏 (上川原町)

第 46 回昭島市農業特産品共進会最優秀賞

- 蔬菜の部 指田 和明氏 (上川原町)
- 鶏卵の部 石坂 昌久氏 (大神町)
- 花卉の部 指田 邦暢氏 (上川原町)
- 植木の部 大野 浩一氏 (上川原町)
- 果実の部 坂本 陽氏 (郷地町)
- 果実の部 (その他) 杉崎 源三郎氏 (大神町)



平成 26 年度昭島市農業関係各種品評会表彰式において、主催者の北川市長と高橋組合長に、受賞者代表で謝辞を述べる指田守昭氏 (上川原町)。



東京都農業会議主催の第 56 回東京都農業委員・農業者大会において農業功労者として薬袋次郎氏 (福島町)・企業的農業経営顕彰者として紅林幸雄氏 (郷地町)、また、北多摩地区優秀農業者として表彰された田島昭和氏 (大神町) のお迎えしての祝賀会を執り行いました。

また、農業後継者表彰は、岩田理史氏 (美堀町) が受賞されました。



新任農業委員のご紹介 (平成 27 年 5 月 19 日から)



荒井啓行委員



大島ひろし委員

退任された農業委員のお二人 (平成 27 年 5 月 14 日まで)



高橋信男様

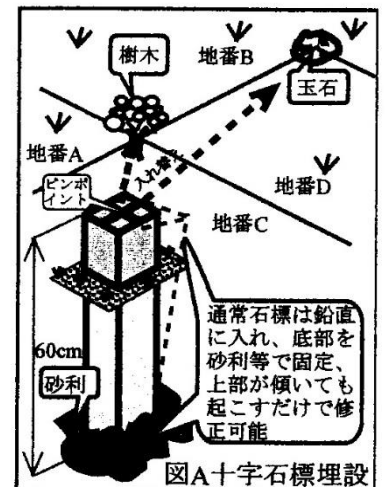


熊崎真智子様

「農地の境界を確認されていますか」

土地家屋調査士会によると、土地のトラブル要因の1位は「境界標が無いこと」2位は「境界確認を怠ったこと」とのことです。

境界標の存在 農地の管理は宅地と異なり、一般に塀なども無く所有領域が不明確です。しかもいまだ農地には樹木や玉石などのポイントが不安定かつ不明確な境界標が現存しています。測量時には測定精度1cmを要求されるため、図Aに示すような石標などの埋設が必ず求められます。石標化は、境界を知る人が存命中にすべきことであり、また、言い出した人が負目を感じる必要は全くありません。それはお互いの利益



図A十字石標埋設

でもあるからです。互いに無理な主張をすると境界点は決まりません。明らかに越境し、折り合いがつかない場合には、以前は裁判で解決しましたが、平成18年1月20日施行された「境界特定制度」を利用することも可能です。登記された時点の筆界が登記官により再現されます。ただし申請費用や測量費用はかかります。詳しくは管轄登記所でご相談下さい。

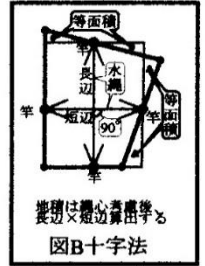
境界標の確認 日々の境界標確認は、境界標の除去や破損、移動や埋没等の発見に役立ちます。作業前に境界線上を一周し境界標を直接見て確認して下さい。特に耕作土で埋没していると思っていた境界標が、実は除去され問題化した例もあります。「確認無きことは境界標無きことと同じ」です。

境界標の損壊責任 刑法262条2では、境界標を損壊・移動・除去・境界を認識できないようした者は罰せられます。境界標の埋設や修正は必ず関係者の同意が必要です。民法224条では、境界設置及び保存費用は折半、伴う土地の測量費用は関係各自の面積に応じて分担することになっています。

縄のびは何故あるのか 公簿面積は登記簿に記載されたもので、江戸時代の検地制度の影響に起因し、実測面積より小さい値となっていることがあります。山林に至っては実測の半分以下のこともあります。公簿面積より実測面積が大きくなることを「縄のび」または「測量増」と称しています。近年測量したものは、公簿と実測との差はほぼありません。何故縄のびがあるかというところ「徳川幕府県治要略」に記載されている内容から、次の①から③の影響で生じたと推察できます。

① 測量上の補正として→江戸時代の検地では、水繩(間繩)と呼ばれる麻繩に柿渋汁やロウを塗り伸びを少なくし、1間毎に革ひもを目盛として付けた器具を用いた。測定は主として長方形(図B十字法)に変換した点に立てた竿間の長さを水繩を緊張して測定する。緊張してもたるみが生じ、長め(縄だるみ)に測定されるので、長さに比例して一定量を減ずる補正を行なう。しかし、測定時の緊張力を故意に強くすることにより縄がのび、短めの測定値となり、縄のびの語源にもなっている。この影響はさほど大きくはない。

② 納税者への配慮として→「初め厳密なるときは漸次過酷に流るるの弊あり」として「当初を寛にする」の主旨で検地の際に、長辺を1割引、短辺を2割引とし地積を定めていた時期があった。納税者の苦勞を察しての計らいで、この余裕を縄心なわごころと言う。例えば50m×40m=2000㎡の土地では40㎡減じて検地され、2%の減少となる。この処置は現在の縄のびに大きく影響している。



③ 土地活用での配慮として→耕作地周囲に、畔巾1尺と畔際左右1尺づつ計3尺を減ずる畔際引くろざわびき、耕作地に日陰となる東南にある往来並木の陰幅の半分を減ずる陰引かげ、町並み以外の90坪未満の屋敷周囲の塀用地として1~2尺、90坪以上では1間の余地を与える四壁引しへきびきなどがある。地域により大きく影響している。また、山林地域では焼畑耕作地の地力回復で回し耕作が行われ、数倍の予備地を除外したとの説も有力である。

体で測定する 境界標確認では急に距離を測りたい場合もあります。この様な時のために、体で測定する歩測法をご紹介します。

歩測法は、歩幅75cmで歩けることに着目して考案された測量法です。図Cに示すように、歩幅2つ分を1複歩ふくほと数え、測定したn複歩数にその半分(n/2)を加えた値が即m単位の測定距離となります(nの3/2倍でも計算可)。

逆に地上に距離Dを設置する場合は、設置したい距離Dを2/3倍すればその複歩数nを歩くことで設置できます。

歩測法の測定精度は歩幅が75cmに近づくほど上がります。

スタート点

歩幅75cm 歩幅75cm 75cm 75cm

複歩数n=1 1.5m

複歩数n=2 3.0m

複歩数n→距離D=n+n/2

歩測で距離Dを測定する計算例

複歩数n=1 → D=n+n/2=1+1/2=1.5m

複歩数n=2 → D=n+n/2=2+2/2=3.0m

複歩数n=42 → D=n+n/2=42+42/2=63.0m

距離D→複歩数n=D×2/3

逆に距離Dを地面上に歩測で設置する計算例

距離D=1.5m → 複歩数n=D×2/3=1.5×2/3=1歩

距離D=3.0m → 複歩数n=D×2/3=3.0×2/3=2歩

距離D=12.0m → 複歩数n=D×2/3=12×2/3=8歩

☆歩測の訓練は、地上に切りの良い複歩数となる、例えば12mを設置しておき、8複歩数で歩けるように繰り返し訓練する。歩幅は身長と歩く速度にほぼ比例します。したがって速度を変えて調整します。

図C歩測法

「都市農業振興基本法」の制定を見据えた「都市農業特区」の提案（東京都産業労働局）について

【現行制度】

一団で 500 m²未満の市街化区域内の農地は、生産緑地地区に指定できない為、宅地並課税による高額な税負担を強いられています。

【都市農業特区提案】生産緑地地区の指定に係る面積要件を緩和するように提案します。

（生産緑地法第3条第1項第2号）

【現行制度】

生産緑地地区において相続税納税猶予制度が適用されるには、相続人自らが農業を営むことが条件の為、他の農業者や自治体等に貸与する場合は納税猶予制度適用から外れます。

【都市農業特区提案】農業経営基盤強化促進法の特定貸付制度の生産緑地地区で適用し、更に相続税納税猶予制度も適用するように提案します。

（租税特別措置法第70条の6の2第1項、農業経営基盤強化促進法第11条の11第1項、第17条第2項）

【現行制度】

集出荷施設や農機具倉庫等の農業用施設用地、防風や落葉堆肥確保のための屋敷林が、納税猶予の対象となっていない。

【都市農業特区提案】農業用施設（農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎など）、防災関連施設、屋敷林等の用地に相続税納税猶予制度の適用の拡大を提案します。

（租税特別措置法第70条の6）

昭島市農業委員会では、東京都の都市農業特区提案に対し、市からの報告を受け、市担当部署と連携しながら慎重に協議した結果、賛成の方向で市へ回答しています。



昭島市農業経営者クラブ・昭島市農業委員会・JA昭島青壮年部合同視察研修を3月に実施し、農林水産省横浜防疫所で、防疫業務や、PVPVについての視察研修を行った後、JAはまっ子メルカート北店を見学するという充実した研修となりました。

編集後記

事務局でも市民農園の一部で、野菜の生育を開始しました。初めての事ばかりで苦戦していますが、農家の方のお知恵を頂きながら、勉強しています。

なお、日ごとに気温も上がり、過酷な状況の中での農作業は負担になる事が多いかと思ひます。

くれぐれもお身体にはお気を付けください。

